

## 多様な働き方実践企業求職者向け広報事業 業務委託 仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は委託候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を委託候補者の企画提案内容に合わせて修正の上、契約を締結する。

### 1 委託業務名

多様な働き方実践企業求職者向け広報事業業務

### 2 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日

### 3 目的

多様な働き方実践企業認定制度は、平成24年度から埼玉県版ウーマノミクスプロジェクトの柱として、仕事と子育てなどの両立を支援するため、テレワークやフレックスタイムの導入など働きやすい職場環境づくりを行っている企業等を県が認定するものである。

30代女性を中心とした子育て世代の求職者に対し、働きやすい職場としてこの認定制度及び認定企業を広く紹介し、就職先を選択する際の一つとして認識してもらう。そのため、転職情報サイトなどにバナー広告を掲載するほか、WEB以外の広報媒体も活用し、女性求職者にPRを行う。

### 4 業務委託の内容

#### (1) サイト内のバナー広告

ア バナーデザイン及びキャッチコピーの作成（5種以上）

- \* 作成したバナーは、県が県独自の広報媒体（県アプリ、県SNS、県ホームページ等）での利用を可能とする。

イ 掲出場所

求職者がアクセスするサイト内。掲載するサイトは自社のものに限らない。

ウ 掲出期間

8週間以上とする。ただし、そのうち4週間以上の期間については後述（2）の記事広告へのリンクを行う。

エ リンク先

県が提供するウーマノミクスサイト内で適切なサイトへ誘導する。

## (2) 認定制度の理解促進のための記事による広報

求職者が「多様な働き方認定企業」を具体的に理解するため、認定企業や認定企業で多様な働き方を実践している人などを取材し、記事を作成する。県と協議の上、2社以上に対して実施すること。

## (3) クロスメディアを利用した追加提案

WEB上での広報戦略を効果的にするため、WEB以外の広報媒体（例：電車内広告、デジタルサイネージ、情報誌等）と連動した広報手段の提案をすること。複数メディアの利用も可とする。

## (4) その他

達成水準を満たすために有効と思われる広報手段があれば提案すること。

特に、30代女性を中心とした求職者に対し、認定制度及を広く周知するために効果的な手法、戦略があれば、提案すること。その場合、予算限度額を考慮し(1)(2)の内容を変更した方がよい場合は、変更箇所がわかるような方法で提案書を作成すること。

## (5) 当該委託事業の達成水準

最終的な県のホームページへ到達したユーザー数が7,000以上となること。

また、前述(2)の認定制度の理解促進のための記事の閲覧したユーザー数が5,000以上となること。

## (6) 効果検証

表示回数、クリック回数など、上記(1)から(4)の数値結果をもとに傾向を分析し、今後、有効と思われる施策や広報手段の提案を含めた報告書を作成すること。

## 5 業務運営体制

### (1) 運営管理責任者

本業務を統括する運営管理責任者を1人配置し、次の業務を担当する。

- ア 本業務の運営管理及び県との連絡調整
- イ 本業務で配置する業務従事者の指導及び支援
- ウ 業務全体の進捗管理
- エ その他本業務の運営上必要と認められる事項

### (2) 業務担当者

上記4の業務を実施する担当者を1人以上配置し、次の業務を担当する。

- ア 本業務の企画・運営
- イ 企業、団体及び県との連絡調整
- ウ 進捗状況に関する報告
- エ その他業務上必要と認められる事務

### (3) 事務担当者

事務担当者を1人以上配置し、主に次の業務を担当する。

- ア 広報媒体のデザイン
- イ 企業との連絡調整・取材
- ウ 記事の作成
- エ その他業務上必要と認められる事務

※ 上記(1)～(3)については、3人以上の人員を確保することとなるが、一部の業務において同一人が兼務しても構わない。ただし、業務遂行に当たり支障が出ないように考慮し、必要な人員を配置すること。

## 6 留意事項

- (1) 受託者は、本業務に関わる者の人事管理について一切の責任を負う。
- (2) 受託者は、本業務に関わる者に対し安全衛生及びその他業務上必要な事項についての指導・教育を徹底する。
- (3) 受託者は、本業務において配置したすべての者に関して、県及び外部関係者等により当人の適性に疑義が呈された場合、改善に向けて必要な措置を講じること。
- (4) 受託者及び本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。

- (5) 本業務を通じて取り扱う個人情報については、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）に基づき、適正に取り扱うこと。
- (6) 本業務にかかる経費は、本仕様書において県が負担する又は無償とする旨の記載がある場合を除き、原則受託者の負担とする。
- (7) 本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本業務開始時に県へ報告する。
- (8) 本業務が完了した際は、作成した資料一式を編纂し、県に提出すること。
- (9) 本仕様書に定めるもののほかに疑義が生じた場合はその都度県と協議して決定する。
- (10) 本仕様書に定めるもののほか、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、適切に履行すること。

## 7 委託契約額の支払

- (1) 本業務の実施に当たり、委託料により発生した収入がある場合は、県に返還しなければならない。
- (2) 委託料に不足が生じた場合であっても、県は不足額を補填する義務を負わない。